令和８年２月２６日

令和７年度第１１回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日　時　令和８年２月２６日（木）
午前９時３０分
場　所　美浦村役場　３階　大会議室

日　　程

１　開会
２　付議事項
議案第１号　美浦村学校給食費の無償化に関する条例施行規則
議案第２号　美浦村学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則
議案第３号　美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金交付要綱
議案第４号　美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金交付要綱
議案第５号　美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付要綱
議案第６号　美浦村学生等教育関連ボランティア活動証明書交付要綱
３　協議事項
協議第１号　美浦村学校給食費の無償化に関する条例に係る意見聴取について
協議第２号　美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
協議第３号　美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
協議第４号　美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
協議第５号　美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
協議第６号　美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
協議第７号　美浦村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に係る意見聴取について
協議第８号　令和７年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について
協議第９号　令和８年度美浦村一般会計予算に係る意見聴取について
４　その他
５　閉会

議案第１号

美浦村学校給食費の無償化に関する条例施行規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村学校給食費の無償化に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、美浦村学校給食費の無償化に関する条例（令和８年美浦村条例第　　号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（学校給食費無償化の助成に係る申請）

第３条　条例第２条に規定する助成の対象者からの学校給食費に相当する額の助成に係る申請は、学校給食申込書兼学校給食費無償化の助成に係る申請書（様式第１号）により、村長に申請しなければならない。

（助成の交付・不交付の決定）

第４条　村長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、学校給食費無償化に係る助成の決定を行ったときは、学校給食費無償化の助成交付決定通知書（様式第２号）により、助成を行わないことを決定したときは、学校給食費無償化の助成不交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請をした者に対し、通知するものとする。

（申請内容の変更）

第５条　無償化対象者は、対象期間内において、申請内容に変更が生じたときは、速やかに、学校給食費無償化の助成変更申請書（様式第４号）を村長に提出しなければならない。

（助成の変更交付決定）

第６条　村長は、前条の助成の変更申請を受け、給食費無償化に係る助成内容の変更を行ったときは、当該無償化対象者に対し、学校給食費無償化の助成変更交付決定通知書（様式第５号）により、通知するものとする。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、学校給食費の無償化に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

美浦村長　殿

学校給食申込書兼学校給食費無償化の助成に係る申請書

どちらか一方に〇を付けて下さい。

○	学校給食を申し込みます。 　学校給食の提供を受けたいので、下記の事項に同意のうえ、学校給食を申し込みます。 　給食費の納入については、美浦村学校給食費条例及び同施行規則の規定に基づき、定められた金額を定められた方法により納入することを確約いたします。 　　契約期間：　　年　　月から当該学校の卒業（転校）まで
○	弁当を持参します。 　学校給食の提供は受けずに、弁当を持参します。 （理由：）

学校給食費無償化の助成に係る申請

　美浦村学校給食費の無償化に関する条例施行規則第３条に基づき、学校給食費無償化の助成を申請します。

　申請の額：美浦村学校給食費条例及び同施行規則の規定に基づき定められた金額

学 校 名：　美浦小学校　美浦中学校

学　　年：　　学年

児童生徒氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※この申込書兼申請書は、児童・生徒１名につき１枚提出してください。

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

様

美浦村長　　印

学校給食費無償化の助成交付決定通知書

先に申請のありました、学校給食費無償化の助成に係る申請について、美浦村学校給食費の無償化に関する条例施行規則第４条の規定により、学校給食費無償化の助成対象と認め、下記のとおり助成することに決定したので通知します。

記

学　校　名	美浦小学校　　美浦中学校
学　　年	学年
児童生徒氏名	
保護者等氏名	
助 成 対 象	美浦村学校給食費条例施行規則第６条に定める学校給食費

様式第３号（第４条関係）

年　　月　　日

様

美浦村長　　印

学校給食費無償化の助成不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった学校給食費無償化の助成について、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付の理由

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

美浦村長　殿

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者（保護者等）　氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校給食費無償化の助成変更申請書

美浦村学校給食費の無償化に関する条例施行規則第５条の規定に基づき、下記内容について変更したいので申請します。

学 校 名	美浦小学校　　美浦中学校	学年	学年
ふ り が な 対象児童生徒氏名		生年月日	年　　月　　日

変更の内容

レ	変更事項	変更前	変更後
□	保護者等の変更	ふりがな 続柄（　　）	ふりがな 続柄（　　）
□	児童生徒名の変更	ふりがな	ふりがな
□	対象期間変更	年　　月　　日～ 年　　月　　日	年　　月　　日～ 年　　月　　日
□	その他の変更		
変更希望年月日		年　　月　　日	

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

様

美浦村長　　印

学校給食費無償化の助成変更交付決定通知書

先に申請のありました、学校給食費無償化の助成に係る変更申請について、美浦村学校給食費の無償化に関する条例施行規則第６条の規定により、学校給食費無償化の助成内容を変更決定したので通知します。

記

学 校 名	美浦小学校　　美浦中学校	学年	学年
ふ り が な 対象児童生徒氏名		生年月日	年　　月　　日

変更の内容

レ	変更事項	変更前	変更後
□	保護者等の変更	ふりがな 続柄（　　）	ふりがな 続柄（　　）
□	児童生徒名の変更	ふりがな	ふりがな
□	対象期間変更	年　　月　　日～ 年　　月　　日	年　　月　　日～ 年　　月　　日
□	その他の変更		
変更希望年月日		年　　月　　日	

議案第２号

美浦村学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

美浦村学校給食費条例施行規則（平成２５年美浦村教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

２　給食の提供を受けようとする児童及び生徒の保護者等が、美浦村学校給食費の無償化に関する条例施行規則(令和８年美浦村教育委員会規則第　　号)第３条の規定に基づき、学校給食申込書兼学校給食費無償化の助成に係る申請書により村長に申請した場合は、前項に規定する学校給食申込書の提出があったものとみなす。

第６条第１項中「４，４００円」を「５，２００円」に、「４，７００円」を「６，５００円」に改める。

様式第１号、様式第２号及び様式第３号中「㊞」を削る。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

美浦村学校給食費条例施行規則新旧対照表

現行	改正後（案）
（給食の申込み） 第４条　給食の提供を受けようとする児童及び生徒の保護者等は学校給食申込書（様式第１号）を、給食の提供を受けようとする職員等は学校給食申込書（職員用）（様式第２号）を、村長に提出しなければならない。	（給食の申込み） 第４条　給食の提供を受けようとする児童及び生徒の保護者等は学校給食申込書（様式第１号）を、給食の提供を受けようとする職員等は学校給食申込書（職員用）（様式第２号）を、村長に提出しなければならない。 ２　給食の提供を受けようとする児童及び生徒の保護者等が、美浦村学校給食費の無償化に関する条例施行規則（令和８年美浦村教育委員会規則第　　号）第３条の規定に基づき、学校給食申込書兼学校給食費無償化の助成に係る申請書により村長に申請した場合は、前項に規定する学校給食申込書の提出があったものとみなす。
（給食費の額） 第６条　条例第３条第１項に規定する給食費の額は、児童にあっては月額４，４００円とし、生徒及び職員にあっては月額４，７００円とする。ただし、８月分は零円とする。 ２　（略）	（給食費の額） 第６条　条例第３条第１項に規定する給食費の額は、児童にあっては月額５，２００円とし、生徒及び職員にあっては月額６，５００円とする。ただし、８月分は零円とする。 ２　（略）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>様式第１号
（略）
保護者氏名
（納入義務者）：　　㊞
（略）</td><td>様式第１号
（略）
保護者氏名
（納入義務者）：　　―
（略）</td></tr>
<tr><td>様式第２号
（略）
<table><tr><td>氏　　名
（納入義務者）</td><td>㊞</td></tr></table>
（略）</td><td>様式第２号
（略）
<table><tr><td>氏　　名
（納入義務者）</td><td>―</td></tr></table>
（略）</td></tr>
<tr><td>様式第３号
（略）
<table><tr><td>保護者（納入義務者）氏名</td><td>㊞</td></tr></table>
（略）</td><td>様式第３号
（略）
<table><tr><td>保護者（納入義務者）氏名</td><td>―</td></tr></table>
（略）</td></tr>
</table>

議案第３号

美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金交付要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、美浦村補助金等交付規則（平成２年美浦村規則第７号）に定めるもののほか、美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　助成金は、学校等の管理下（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成１５年政令第３６９号）第５条第２項各号に掲げる場合をいう。以下同じ。）において児童、生徒又は園児（以下「児童等」という。）が救急車の要請により救急搬送された際に生じた救急搬送における選定療養費を負担した者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校等現場において、ためらうことなく救急車を要請することができる環境の確保に寄与することを目的として、予算の範囲内において交付する。

（定義）

第３条　この要綱において「学校等」とは、美浦村立学校設置条例（昭和４７年美浦村条例第１１号）別表第１から別表第３までに規定する小学校、中学校及び幼稚園をいう。

（対象者）

第４条　助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、学校等の管理下において、児童等が救急車の要請により救急搬送された際に生じた救急搬送における選定療養費を負担した者とする。

（交付額）

第５条　交付する助成金の額は、対象者が支払った救急搬送における選定療養費の額とする。

（交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、救急搬送における選定療養費を支払った日から２年以内に、美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、医療機関が発行した領収書及び診療明細書その他の救急搬送における選定療養費の支払が確認できる書類を添付して、村長に申請しなければならない。

（報告書の請求）

第７条　村長は、前条の規定による申請があったときは、学校等の長に対し、救急車要請報告書（様式第２号）による報告を求めるものとする。

（交付・不交付の決定）

第８条　村長は、学校等の長から前条の報告があったときは、第６条の申請書及び前条の報告書の内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金交付決定通知書（様式第３号）により、助成金を交付しないことを決定したときは、美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金不交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第９条　村長は、助成金の交付の決定に際し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 村長が助成金について報告を求め、又は教育委員会職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(2) 次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

イ　助成金の交付の条件に違反したとき。

ウ　その他村長が助成金の交付の決定の全部又は一部を不適当と認めるとき。

(3) 前号の場合において既に交付した助成金があるときは、それを返還しなければならないこと。

（助成金の交付）

第１０条　村長は、第８条の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

美浦村長 宛て

申請者　郵便番号：
（請求者）住　　所：
氏　　名：
電話番号：
児童等との続柄：

美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、交付の決定があったときは、次のとおり請求します。

児童、生徒又は園児	（フリガナ）	
	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日
	学校等の名称	
医療機関名（救急搬送先）		
救急搬送年月日		年　　月　　日
交付申請額（請求額）※		円
添付書類	□ 選定療養費の支払が確認できる書類	

※　医療機関が発行した領収書、診療明細書等に記載の「選定療養費」の額を記入してください。

裏面の「助成金振込先口座」についても記入してください。

【助成金振込先口座】

<table>
<tr><td>金 融 機 関 名</td><td colspan="8">銀行
信用金庫・信用組合　　本 店
農業協同組合　　・
ゆうちょ銀行　　支 店
（〇で囲ってください）</td></tr>
<tr><td>預 金 の 種 類</td><td colspan="8">普 通　・　当 座</td></tr>
<tr><td>口 座 番 号
左詰めで記入→</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">口 座 名 義 人</td><td>（フリガナ）</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

様式第２号（第７条関係）

美　　第　　号
年　　月　　日

救急車要請報告書

美浦村長 宛て

学校等の長 印

救急車の要請に関し、次のとおり報告します。

１ 救急搬送された児童、生徒又は園児の氏名

２ 救急車を要請した日時　　年　　月　　日　　時　　分

３ 救急車を要請した者（いずれかに○をつけてください。）
(1) 学校等の関係者
(2) 本人又は保護者
(3) 学校等の関係者・本人・保護者のいずれでもない者

４ 救急車要請までの経緯

様式第３号（第８条関係）

美　　第　　号
年　　月　　日

様

美浦村長 印

美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　交付の条件

(1) 村長が助成金について報告を求め、又は教育委員会職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならない。

(2) 次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

イ　助成金の交付の条件に違反したとき。

ウ　その他村長が助成金の交付の決定の全部又は一部を不適当と認めるとき。

(3) 前号の場合において既に交付した助成金があるときは、それを返還しなければならない。

様式第４号（第８条関係）

美　　第　　号
年　　月　　日

様

美浦村長 印

美浦村立学校等救急搬送時選定療養費助成金不交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった美浦村立学校等救急搬送時選定療費助成金について、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付の理由

議案第４号

美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金交付要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、美浦村補助金等交付規則（平成２年美浦村規則第７号）に定めるもののほか、美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　助成金は、保育所の管理下において幼児又は乳児（以下「幼児等」という。）が救急車の要請により救急搬送された際に生じた救急搬送における選定療養費を負担した者の経済的負担の軽減を図るとともに、保育現場において、ためらうことなく救急車を要請することができる環境の確保に寄与することを目的として、予算の範囲内において交付する。

（定義）

第３条　この要綱において「保育所」とは、美浦村保育所設置条例（昭和５２年美浦村条例第２０号）別表に規定する保育所をいう。

２　この要綱において保育所の管理下とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 保育所施設内での保育中である場合

(2) 保育施設外での活動中及び活動場所との往復途上である場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として村長が認める場合

（対象者）

第４条　助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、保育所の管理下において、幼児等が救急車の要請により救急搬送された際に生じた、救急搬送における選定療養費を負担した者とする。

（交付額）

第５条　交付する助成金の額は、対象者が支払った救急搬送における選定療養

費の額とする。

（交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、救急搬送における選定療養費を支払った日から２年以内に、美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、医療機関が発行した領収書及び診療明細書その他の救急搬送における選定療養費の支払が確認できる書類を添付して、村長に申請しなければならない。

（報告書の請求）

第７条　村長は、前条の規定による申請があったときは、保育所の長に対し、救急車要請報告書（様式第２号）による報告を求めるものとする。

（交付・不交付の決定）

第８条　村長は、保育所の長から前条の報告があったときは、第６条の申請書及び前条の報告書の内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金交付決定通知書（様式第３号）により、助成金を交付しないことを決定したときは、美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金不交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第９条　村長は、助成金の交付の決定に際し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 村長が助成金について報告を求め、又は保育所職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(2) 次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

イ　助成金の交付の条件に違反したとき。

ウ　その他村長が助成金の交付の決定の全部又は一部を不適当と認めるとき。

(3) 前号の場合において既に交付した助成金があるときは、それを返還しなければならないこと。

（助成金の交付）

第１０条　村長は、第８条の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

美浦村長 宛て

申請者　郵便番号：
（請求者）住　　所：
氏　　名：
電話番号：
幼児等との続柄：

美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、交付の決定があったときは、次のとおり請求します。

幼児又は乳児	（フリガナ）	
	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日
	保育所の名称	
医療機関名（救急搬送先）		
救急搬送年月日		年　　月　　日
交付申請額（請求額）※		円
添付書類	□ 選定療養費の支払が確認できる書類	

※　医療機関が発行した領収書、診療明細書等に記載の「選定療養費」の額を記入してください。

裏面の「助成金振込先口座」についても記入してください。

【助成金振込先口座】

<table>
<tr><td>金 融 機 関 名</td><td colspan="8">銀行
信用金庫・信用組合　　本 店
農業協同組合　　・
ゆうちょ銀行　　支 店
（〇で囲ってください）</td></tr>
<tr><td>預 金 の 種 類</td><td colspan="8">普 通　・　当 座</td></tr>
<tr><td>口 座 番 号
左詰めで記入→</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">口 座 名 義 人</td><td>（フリガナ）</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

様式第２号（第７条関係）

美　　第　　号
年　　月　　日

救急車要請報告書

美浦村長 宛て

保育所の長 ㊞

救急車の要請に関し、次のとおり報告します。

１ 救急搬送された幼児又は乳児の氏名

２ 救急車を要請した日時　　年　　月　　日　　時　　分

３ 救急車を要請した者（いずれかに○をつけてください。）
(1) 保育所の関係者
(2) 本人又は保護者
(3) 保育所の関係者・本人・保護者のいずれでもない者

４ 救急車要請までの経緯

様式第３号（第８条関係）

美　　第　　号
年　　月　　日

様

美浦村長 印

美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　交付の条件

(1) 村長が助成金について報告を求め、又は保育所職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならない。

(2) 次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

イ　助成金の交付の条件に違反したとき。

ウ　その他村長が助成金の交付の決定の全部又は一部を不適当と認めるとき。

(3) 前号の場合において既に交付した助成金があるときは、それを返還しなければならない。

様式第４号（第８条関係）

美　　第　　号
年　　月　　日

様

美浦村長 印

美浦村立保育所救急搬送時選定療養費助成金不交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった美浦村立保育所救急搬送時選定療費助成金について、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付の理由

議案第５号

美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、美浦村補助金等交付規則（平成２年美浦村規則第７号）に定めるもののほか、美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　助成金は、児童館の管理下において児童（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条に規定する児童をいう。以下同じ。）が救急車の要請により救急搬送された際に生じた救急搬送における選定療養費を負担した者の経済的負担の軽減を図るとともに、児童福祉の現場において、ためらうことなく救急車を要請することができる環境の確保に寄与することを目的として、予算の範囲内において交付する。

（定義）

第３条　この要綱において「児童館」とは、美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例（平成１８年美浦村条例第１４号）第３条に規定する児童館をいう。

２　この要綱において児童館の管理下とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 児童館施設内での事業中である場合

(2) 児童館外での活動中及び活動場所との往復途上である場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として村長が認める場合

（対象者）

第４条　助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、児童館の管理下において、児童が救急車の要請により救急搬送された際に生じた救急搬送における選定療養費を負担した者とする。

（交付額）

第５条　交付する助成金の額は、対象者が支払った救急搬送における選定療養費の額とする。

（交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、救急搬送における選定療養費を支払った日から２年以内に、美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、医療機関が発行した領収書及び診療明細書その他の救急搬送における選定療養費の支払が確認できる書類を添付して、村長に申請しなければならない。

（報告書の請求）

第７条　村長は、前条の規定による申請があったときは、子育て支援課長に対し、救急車要請報告書（様式第２号）による報告を求めるものとする。

（交付・不交付の決定）

第８条　村長は、子育て支援課長から前条の報告があったときは、第６条の申請書及び前条の報告書の内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付決定通知書（様式第３号）により、助成金を交付しないことを決定したときは、美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金不交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第９条　村長は、助成金の交付の決定に際し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 村長が助成金について報告を求め、又は子育て支援課職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(2) 次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

イ　助成金の交付の条件に違反したとき。

ウ　その他村長が助成金の交付の決定の全部又は一部を不適当と認めるとき。

(3) 前号の場合において既に交付した助成金があるときは、それを返還しなければならないこと。

（助成金の交付）

第１０条　村長は、第８条の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

美浦村長 宛て

申請者　郵便番号：
（請求者）住　　所：
氏　　名：
電話番号：
児童との続柄：

美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、交付の決定があったときは、次のとおり請求します。

児　童	（フリガナ）	
	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日
	児童館の名称	
医療機関名（救急搬送先）		
救急搬送年月日		年　　月　　日
交付申請額（請求額）※		円
添付書類	□ 選定療養費の支払が確認できる書類	

※　医療機関が発行した領収書、診療明細書等に記載の「選定療養費」の額を記入してください。

裏面の「助成金振込先口座」についても記入してください。

【助成金振込先口座】

<table>
<tr><td>金 融 機 関 名</td><td colspan="8">銀行
信用金庫・信用組合　　本 店
農業協同組合　　・
ゆうちょ銀行　　支 店
（〇で囲ってください）</td></tr>
<tr><td>預 金 の 種 類</td><td colspan="8">普 通　・　当 座</td></tr>
<tr><td>口 座 番 号
左詰めで記入→</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">口 座 名 義 人</td><td>（フリガナ）</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

様式第２号（第７条関係）

美　　第　　号
年　　月　　日

救急車要請報告書

美浦村長 宛て

子育て支援課長 ㊞

救急車の要請に関し、次のとおり報告します。

１ 救急搬送された児童の氏名

２ 救急車を要請した日時　　年　　月　　日　　時　　分

３ 救急車を要請した者（いずれかに〇をつけてください。）
(1) 児童館の関係者
(2) 本人又は保護者
(3) 児童館の関係者・本人・保護者のいずれでもない者

４ 救急車要請までの経緯

様式第３号（第８条関係）

美　　第　　号
年　　月　　日

様

美浦村長 印

美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　交付の条件

(1) 村長が助成金について報告を求め、又は子育て支援課職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならない。

(2) 次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

イ　助成金の交付の条件に違反したとき。

ウ　その他村長が助成金の交付の決定の全部又は一部を不適当と認めるとき。

(3) 前号の場合において既に交付した助成金があるときは、それを返還しなければならない。

様式第４号（第８条関係）

美　　第　　号
年　　月　　日

様

美浦村長 印

美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金について、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付の理由

議案第６号

美浦村学生等教育関連ボランティア活動証明書交付要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村学生等教育関連ボランティア活動証明書交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ボランティア活動を生涯学習の重要な活動のひとつと位置づけ、美浦村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主体となって実施する教育関連事業のボランティア活動（以下「活動」という。）に参加した学生等に対し、その活動を証明する書面の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（証明する活動）

第２条　美浦村教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が証明する活動は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 子ども会

(2) 二十歳の集い実行委員会

(3) 地域未来塾

(4) わくわく美浦っ子塾

(5) その他教育長が特に認めるもの

２　前項各号に掲げる活動において、活動を証明する書面の交付を申請する者（以下「申請者」という。）の活動実績があると認められる場合のみ、教育長が証明するものとする。

（申請期限）

第３条　申請できる期限は、原則として活動を終了した日から４年以内とする。ただし、申請理由等から期限を超えて申請することが止むを得ないと教育長が認める場合、この限りではない。

（申請の手続き）

第４条　申請者は、美浦村学生等教育関連ボランティア活動証明書交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、教育長に提出

する。
２　教育長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、申請内容に不備がない場合は、美浦村学生等教育関連ボランティア活動証明書（様式第２号。以下「活動証明書」という。）を交付するものとする。
（交付費用）
第５条　活動証明書の交付にかかる手数料は、無料とする。
（活動証明書の交付枚数）
第６条　１つの申請で交付できる活動証明書の上限は、５枚とする。
（交付の制限）
第７条　教育長は、第４条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、活動証明書の交付を行わないものとする。
(1) 活動実績が確認できない、または、活動実績が著しく乏しいと認められる場合
(2) 申請者が第２条第１項各号に掲げる活動中において、教育委員会の指導・指示に従わず、活動の差し止めを受けた場合
(3) 特定の政治的、宗教的または思想的主張の表現に関し、活動証明書を利用するものと認められる場合
(4) その他、教育長が活動証明書の交付が適当でないと認める場合
２　教育長は、前項各号の規定に該当するため、活動証明書の交付を行わない場合は、申請者に証明書を交付しない理由を説明するものとする。
（活動証明書の効力の取消）
第８条　教育長は、活動証明書の交付後において、次の各号のいずれかに該当する事項を現認した場合、活動証明書の効力を取り消すことができる。
(1) 申請者が法令及び公序良俗に反する重大な行為を行ったと認められる場合
(2) 申請者が美浦村の信用又は品位を害する行為を行ったと認められる場合
(3) その他、教育長が活動証明書の効力を取り消すことが適当であると認める場合
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則
この訓令は、公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

美浦村学生等教育関連ボランティア活動証明書交付申請書

年　　月　　日

美浦村教育委員会教育長　宛て

申請者　　〒
住　　所
学校等名
氏　　名
電　　話

美浦村学生等教育関連ボランティア活動証明書交付要綱第４条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

証明を求める内容

ボランティアの名称	活動期間または活動年度
	年　月　日～　年　月　日 年度～　年度
	年　月　日～　年　月　日 年度～　年度
	年　月　日～　年　月　日 年度～　年度
	年　月　日～　年　月　日 年度～　年度
	年　月　日～　年　月　日 年度～　年度

申請理由	□受験　□学校の単位取得　□奨学金申請　□就職活動 □その他（　　）
交付を希望する枚数	枚

様式第２号（第４条関係）

美浦村学生等教育関連ボランティア活動証明書

年　　月　　日

様

美浦村教育委員会教育長　印

美浦村学生等教育関連ボランティア活動証明書交付要綱第４条第２項の規定により、下記のとおり活動の内容を証明します。

記

証明内容

ボランティアの名称	活動内容	活動期間
		年　月　日 ～　年　月　日
		年　月　日 ～　年　月　日
		年　月　日 ～　年　月　日
		年　月　日 ～　年　月　日
		年　月　日 ～　年　月　日

備考

教育長は活動証明書の交付後において、次の各号のいずれかに該当する事項を現認した場合、活動証明書の効力を取り消すことができる。

(1) 申請者が法令及び公序良俗に反する重大な行為を行ったと認められる場合

(2) 申請者が美浦村の信用又は品位を害する行為を行ったと認められる場合

(3) その他、教育長が活動証明書の効力を取り消すことが適当であると認める場合

協議第１号

美浦村学校給食費の無償化に関する条例に係る意見聴取について

令和８年第１回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村学校給食費の無償化に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、美浦村立学校設置条例（昭和４７年美浦村条例第１１号）に規定する小学校及び中学校（以下「村立学校」という。）の学校給食費（美浦村学校給食費条例施行規則（平成２５年美浦村教育委員会規則第２号）第６条に定める給食費をいう。以下同じ。）を負担する児童及び生徒の保護者等（美浦村学校給食費条例（平成２５年美浦村条例第１４号）第３条第１項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対し助成金を交付することにより、保護者等の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的とする。

（助成の対象者）

第２条　助成金の交付を受けることができる者は、村立学校に在籍する児童及び生徒の保護者等とする。

（助成金の額）

第３条　助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による学校給食費の無償化については、施行の日以後の村立学校における給食費について適用し、施行の日前の給食費については、なお従前の例による。

協議第２号

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和８年第１回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

美浦村附属機関設置条例（令和元年美浦村条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中

「

美浦村教育振興基本計画策定委員会	・美浦村教育振興基本計画の審議	10 人以内

」の次に

「

美浦村立学校における学校運営協議会	・学校運営及び当該運営への必要な支援に関する協議	10 人以内

」を加える。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

協議第２号　美浦村附属機関設置条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第３条関係）				別表（第３条関係）			
村長	（略）			村長	（略）		
教育委員会	美浦村教育振興基本計画策定委員会	・美浦村教育振興基本計画の審議	10 人以内	教育委員会	美浦村教育振興基本計画策定委員会	・美浦村教育振興基本計画の審議	10 人以内
					美浦村立学校における学校運営協議会	・学校運営及び当該運営への必要な支援に関する協議	10 人以内
	学校給食施設検討委員会	・学校給食施設整備に関する事項の審議 ・学校給食の更なる資質の向上及び運営方法に関する事項の審議 ・村長が必要と認める事項に関する審議	20 人以内		学校給食施設検討委員会	・学校給食施設整備に関する事項の審議 ・学校給食の更なる資質の向上及び運営方法に関する事項の審議 ・村長が必要と認める事項に関する審議	20 人以内
（略）				（略）			

協議第３号

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和８年第１回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年美浦村条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

教育支援委員会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」の次に

「

美浦村立学校における学校運営協議会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」を加える。

別表第２中

「

美浦村教育振興基本計画策定委員会委員

」の次に

「

美浦村立学校における学校運営協議会委員

」を加える。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

協議第３号　美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第１（第１条関係） （略） 教育支援委員会委員　委員長　5,500円　〃　〃 委員　5,000円　〃　〃 ＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿　＿＿＿＿　―　― ＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿　＿＿＿＿　―　― 美浦村いじめ問題対策連絡協議会委員　委員長　5,500円　〃　〃 委員　5,000円　〃　〃 （略）	別表第１（第１条関係） （略） 教育支援委員会委員　委員長　5,500円　〃　〃 委員　5,000円　〃　〃 美浦村立学校における学校運営協議会委員　委員長　5,500円　〃　〃 委員　5,000円　〃　〃 美浦村いじめ問題対策連絡協議会委員　委員長　5,500円　〃　〃 委員　5,000円　〃　〃 （略）
別表第２（第２条第２項関係） （略） 美浦村教育振興基本計画策定委員会委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 美浦中学校の部活動の在り方検討委員 （略）	別表第２（第２条第２項関係） （略） 美浦村教育振興基本計画策定委員会委員 美浦村立学校における学校運営協議会委員 美浦中学校の部活動の在り方検討委員 （略）

協議第４号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和８年第１回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年美浦村条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「選考方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第１２条の見出しを「特定教育・保育の提供の記録」に改める。

第１３条第４項第３号ア(ｱ)及びイ(ｱ)中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(ｲ)及びイ(ｲ)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項」を削り、「選考方法」を「選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法」に改める。

第２２条の見出しを「利用定員の遵守」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「第２８条」を「第２７条」に、「第３１条」を「第２７条」に、「第３３条」を「第２７条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

⑵　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第４３条第１項を除く。）」に改め、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項に規定する場合においては、」を「前２項の」に、「同項に規定する選考方法」を「前２項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第４項、第５項、第９項及び第１０項において同じ。）」に、「特定地域型保育」を「特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第４項、第５項及び第１０項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第４項第１号」を「第４項第１号」に改め、同条中第９項を第１０項とし、第６項から第８項までを１項ずつ繰り下げ、第５項の次に次の１項を加える。

６　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

第４６条第７号中「第３９条第２項に規定する選考方法」を「第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法」に改める。

第４７条第１項及び第２項ただし書中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４８条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に、「と読み替える」を「と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項前段中「特別利用地域型保育」の次に「を」を加え、「次条第３項」を「次条第３項及び第５２条第３項」に、「本章」を「この章」に、「第４０条第２項」を「第３７条第３項、第３９条第３項及び第４０条第２項」に、「次条第３項」を「第５２条第３項」に改め、同項中「この章」を「この章（第４３条第１項を除く。）」に、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、

第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」に、「同条第３号」を「法第１９条第３号」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは、「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」

とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

協議第４号　美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

現行	改正案（案）
（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　（略） ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	（　　正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　（略） ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども　　の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教	３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定

育・保育給付認定子ども の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法 をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 ５　（略）	満３歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 ５　（略）
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　（略） ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　（略） ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子ども に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請 が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　（略）	（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２（略）
（教育・保育の提供の記録　） 第１２条　（略）	（特定教育・保育の提供の記録） 第１２条　（略）
（利用者負担額等の受領） 第１３条　（略） ２・３　（略） ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2)　（略） (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に	（利用者負担額等の受領） 第１３条　（略） ２・３　（略） ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2)　（略） (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に

定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ｱ) 法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　７７，１０１円

(ｲ) 法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(ｲ)において同じ。）５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７７，１０１円）

イ　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下イ　において同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ｱ) 法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

(ｲ) 法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子

定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ｱ) 教育認定子ども　７７，１０１円

(ｲ) 満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(ｲ)において同じ。）５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７７，１０１円）

イ　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ｱ) 教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

(ｲ) 満３歳以上保育認定子ども　負担額算定基準子

ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ　満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)・(5)　（略） ５・６　（略）	ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ　満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)・(5)　（略） ５・６　（略）
（運営規程） 第２０条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6)　（略） (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第６条第２項及び第３項に規定する選考方法 (8)～(11)　（略）	（運営規程） 第２０条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6)　（略） (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第６条第２項に規定する選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11)　（略）
（定員の遵守） 第２２条　（略）	（利用定員の遵守） 第２２条　（略）
（虐待等の禁止） 第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設	（虐待等の禁止） 第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設

の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（特別利用保育の基準） 第３５条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	（特別利用保育の基準） 第３５条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども　　」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども　　」とあるのは「教育認定子ども　　(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(ｲ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準） 第３６条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用教育の基準） 第３６条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・

保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(ｲ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
（利用定員） 第３７条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育	（利用定員） 第３７条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育

事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第４２条第３項第１号において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第３１条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第４２条第３項第１号において同じ。）にあっては６人以上１９人以下、小規模保育事業Ｃ型（同令第３３条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあっては６人以上１０人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。	事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第４２条第３項第１号において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第２７条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第４２条第３項第１号において同じ。）にあっては６人以上１９人以下、小規模保育事業Ｃ型（同令第２７条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあっては６人以上１０人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。
２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第４２条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第１２項第１号ハに規定する共済組合等	２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 (1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (2)　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども

をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	に係る利用定員 ３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第３９条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第３９条　（略） ２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第４３条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘

案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
	３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
３　前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	４　前２項の特定地域型保育事業者は、前２項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な	５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な

措置を速やかに講じなければならない。	措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第４０条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第４０条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、保育認定子ども　　に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握） 第４１条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	（心身の状況等の把握） 第４１条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子ども　　の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携） 第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地	（特定教育・保育施設等との連携） 第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地

域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　(略) (3) 当該特定地域型保育事業者 により特定地域型保育 の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３７条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　(略) (3) 当該特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第４項、第５項、第９項及び第１０項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第４項、第５項及び第１０項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３７条第２項に規定するその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第４項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
２～５　(略)	２～５　(略) ６　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業

	者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。
６　（略）	７　（略）
７　（略）	８　（略）
８　（略）	９　（略）
９　（略）	１０　（略）
（利用者負担額等の受領） 第４３条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 ２～６　（略）	（利用者負担額等の受領） 第４３条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 ２～６　（略）
（運営規程） 第４６条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第５０条において準用する第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6)　（略） (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項	（運営規程） 第４６条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第５０条において準用する第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6)　（略） (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項

及び利用に当たっての留意事項（第３９条第２項に規定する選考方法を含む。） (8)～(11)　（略）	及び利用に当たっての留意事項（第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11)　（略）
（勤務体制の確保等） 第４７条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　（略）	（勤務体制の確保等） 第４７条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　（略）
（定員の遵守　） 第４８条　（略）	（利用定員の遵守） 第４８条　（略）
（記録の整備） 第４９条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならな	（記録の整備） 第４９条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならな

い。 (1)～(5)　(略)	い。 (1)～(5)　(略)
(準用) 第５０条　第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育に係る地域型保育給付費(法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第５０条において準用する第１９条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」	(準用) 第５０条　第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子ども を除く。以下この節において同じ。）について」と、第１４条第１項 中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育に係る地域型保育給付費(法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第５０条において準用する第１９条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」

と、第２３条中「運営規程」とあるのは「第４６条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替える ものとする。	と、第２３条中「運営規程」とあるのは「第４６条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。
（特別利用地域型保育の基準） 第５１条　特定地域型保育事業者 が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項　の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる	（特別利用地域型保育の基準） 第５１条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども 及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる

法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「法第１９条第３号」とあるのは「法第１９条第１号」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第５２条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第３項、第３９条第３項及び第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。第５２条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「法第１９条第３号」とあるのは「法第１９条第１号」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第４３条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）

育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく先行その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	」と、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく先行その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども」に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。
	第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育

	認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必

	要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは、「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。
（特定利用地域型保育の基準） 第５２条　特定地域型保育事業者が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場	（特定利用地域型保育の基準） 第５２条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定賞規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場

合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども

育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

協議第５号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和８年第１回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年美浦村条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第３号中「当該家庭的保育事業者等」を「当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に改める。

第１４条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第２８条中「小規模保育事業Ｂ型」を「小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に、「小規模保育事業Ｃ型」を「小規模保育事

業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

第３６条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４６条に次の１項を加える。

２　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行うものであって、村長が適当と認めるもの（附則第３条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第７条第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第４９条中「と、同条第４号中「次号」とあるのは「第４９条において準用する第２９条第５号」とする。」を「とする。」に改める。

附則第３条中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に改める。

附則第７条中「家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

協議第５号　美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（保育所等との連携） 第７条　（略） (1)～(2)　（略） (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ２　（略）	（保育所等との連携） 第７条　（略） (1)～(2)　（略） (3) 当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ２　（略）
第１４条　削除	（児童対象性暴力等の防止） 第１４条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者の

現行	改正後（案）
	うち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
（小規模保育事業の区分） 第２８条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。	（小規模保育事業の区分） 第２８条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。
（連携施設に関する特例） 第４６条　（略）	（連携施設に関する特例） 第４６条　（略） ２　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行うものであって、村長が適当と認めるもの（附則第３条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第７条第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
（準用） 第４９条　第２５条から第２７条まで及び第２９条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２５条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２７条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第４９条において準用する次条及び第	（準用） 第４９条　第２５条から第２７条まで及び第２９条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２５条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２７条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第４９条において準用する次条及び第

現行	改正後（案）
２７条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第２６条及び第２７条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２９条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。）」と、同条第４号中「次号」とあるのは「第４９条において準用する第２９条第５号」とする。	２７条において「小規模型業所内保育事業者」という。）」と、第２６条及び第２７条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２９条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。）」とする。
附　則 （連携施設に関する経過措置） 第３条　家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第７条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 （小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第７条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）	附　則 （連携施設に関する経過措置） 第３条　家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第７条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 （小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第７条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）

現行	改正後（案）
又は家庭的保育事業等 が不足していることに鑑み、当分の間、第３０条第２項各号又は第４５条第２項各号に定める数の合計数が１となる時は、第３０条第２項又は第４５条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を置かなければならない。	又は家庭的保育事業等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。） が不足していることに鑑み、当分の間、第３０条第２項各号又は第４５条第２項各号に定める数の合計数が１となる時は、第３０条第２項又は第４５条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を置かなければならない。

協議第６号

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和８年第１回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年美浦村条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条中「乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第９条及び第１０条（見出しを含む。）中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１３条の見出しを「（虐待等の禁止）」に改め、同条本文中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪

事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第１６条第６号中「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改め、同条第７号中「開始、」を「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第１８条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第２０条第３項中「事業に係る利用定員」を「事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項又は第２９条第１項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）」に改める。

第２２条の次に次の１条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第２２条の２　子ども・子育て支援法第３０条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しない。

第２６条中「この場合において、「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園事業」と読み替えるものとする。」を削る。

第２７条第１項中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

協議第６号　美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（最低基準の目的） 第２条　最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第２３項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	（最低基準の目的） 第２条　最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第２３項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件） 第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等） 第１０条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ２　（略）	（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件） 第９条　乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等） 第１０条　乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ２　（略）

現行	改正後（案）
（虐待等の防止） 第１３条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第１３条　乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （児童対象性暴力等の防止） 第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
（乳児等通園支援事業所内部の規程） 第１６条　乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5)　（略） (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員	（乳児等通園支援事業所内部の規程） 第１６条　乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5)　（略） (6) 利用定員

現行	改正後（案）
(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8)　（略） 第１８条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　（略）	(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 (8)　（略） 第１８条　乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　（略）
（乳児等通園支援事業の区分） 第２０条　（略） ３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員 の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	（乳児等通園支援事業の区分） 第２０条　（略） ３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項又は同法第２９条第１項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

現行	改正後（案）
	（設備及び職員の基準の特例） 第２２条の２　子ども・子育て支援法第３０条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しない。
第２６条　第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。 第３章　雑則 （電磁的記録） 第２７条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文章、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 第２８条　（略）	第２６条　第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 第３章　雑則 （電磁的記録） 第２７条　乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文章、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 第２８条　（略）

協議第７号

美浦村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に係る意見聴取について

令和８年第１回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
第１節　利用定員に関する基準（第３条）
第２節　運営に関する基準（第４条～第３２条）
第３章　雑則（第３３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第５４条の３において準用する法第４６条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第３０条の２０第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第２条　特定乳児等通園支援事業者（法第５４条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第３０条の１４に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第２９条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、１時間当たりの利用定員（法第５４条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

(1) 満１歳未満の支給対象小学校就学前子ども

(2) 満１歳以上の支給対象小学校就学前子ども

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第３０条の１６に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の

送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第１９条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第１２条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第５４条の３において準用する法第５４条第１項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第２８条の２４各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、法第３０条の１５第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第５６条第１項に規定する教育・保育等をいう。）

の提供の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第１０条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第２９条第１項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第１１条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第１２条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第３０条の２０第５項（法第３０条の２１第３項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第３０条の２０第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便

宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第３項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第１３条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第１４条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第１５条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第１６条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第１７条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第１８条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第１９条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第２２条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
(2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
(3) 職員の職種、員数及び職務の内容
(4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
(5) 第１２条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
(6) 第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員
(7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
(8) 緊急時等における対応方法
(9) 非常災害対策
(10) 虐待の防止のための措置に関する事項
(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第２０条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第２１条　特定乳児等通園支援事業者は、第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第２２条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第１２条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第２３条　特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第１２条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第２４条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第２５条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通

園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第２６条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第２７条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第５９条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第２８条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する

乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第３０条の１３において準用する法第１４条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第２９条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第３０条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第３１条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第３２条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(1) 第１４条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第１１条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第１８条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第２８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第３０条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３節　雑則

（電磁的記録等）

第３３条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事

業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から第５項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得

る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

協議第８号

令和７年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

令和８年第１回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

令和　7年度　3月補正歳出一般会計

単位：千円

所属名	款	款名	項	目	事業	事業名	節	細節	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
学校教育課	09	教育費	01	02	03	事務局経費	11	04	032	公金取扱手数料	▲ 688	1,377	689
							18	10	030	キッズカンパニー補助金	100	0	100
					04	学習充実指導講師配置事業費	01	04	054	学習充実指導講師	526	15,551	16,077
							03	09	005	期末手当（会計年度任用職パートタイム）	140	3,071	3,211
								10	005	勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）	123	2,580	2,703
							04	06	005	社会保険料（会計年度任用職パートタイム）	192	2,384	2,576
					05	外国語教育推進事業費	12	05	010	オンライン英会話レッスン委託料	▲ 1,896	10,134	8,238
					06	特別支援教育支援員配置事業費	01	04	027	特別支援教育支援員	▲ 5,625	22,056	16,431
							03	09	005	期末手当（会計年度任用職パートタイム）	▲ 699	4,490	3,791
								10	005	勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）	▲ 1,230	4,425	3,195
							08	01	001	費用弁償	▲ 107	309	202
					07	県派遣学校教育指導主事配置事業費	18	05	016	県派遣学校教育指導主事設置	395	10,007	10,402
					08	教育相談センター事業費	01	04	056	教育相談センター員	292	7,173	7,465
							03	09	005	期末手当（会計年度任用職パートタイム）	70	920	990
								10	005	勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）	65	773	838
							08	01	001	費用弁償	6	185	191
					12	学校教育支援経費	01	04	100	教員業務支援員	225	3,573	3,798
							03	09	005	期末手当（会計年度任用職パートタイム）	90	619	709
								10	005	勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）	85	519	604
					05	小学校施設管理費	12	02	002	電気設備保守管理委託料	172	515	687
									004	空調機器保守管理委託料	▲ 707	1,323	616
								05	090	防火設備定期報告業務委託料	▲ 200	585	385
				02	02	小学校要保護準要保護児童就学援助費	19	03	006	要保護、準要保護児童就学援助費	▲ 1,597	3,575	1,978
					03	小学校特別支援教育奨励費	19	03	008	特別支援教育就学奨励費	▲ 772	1,486	714
			03	01	05	中学校施設管理費	12	02	002	電気設備保守管理委託料	▲ 171	594	423
									004	空調機器保守管理委託料	▲ 1,046	1,684	638
									005	受水槽保守管理委託料	▲ 437	525	88
								05	090	防火設備定期報告業務委託料	▲ 197	417	220
				02	02	中学校要保護準要保護生徒援助費	19	03	007	要保護、準要保護生徒就学援助費	▲ 1,034	2,714	1,680
					03	中学校特別支援教育奨励費	19	03	008	特別支援教育就学奨励費	▲ 206	545	339
			06	04	07	学校給食施設管理費	12	04	001	清掃委託料	▲ 199	2,705	2,506
								05	011	給食室害虫等駆除委託料	▲ 121	1,111	990
										計	▲ 14,451	228,971	214,520

所属名	款	款名	項	目	事業	事業名	節	細節	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
美浦小学校	09	教育費	02	01	03	美浦小学校学校管理費	10	05	001	電気使用料	▲ 10,000	18,480	8,480
									005	上下水道使用料	▲ 1,600	2,352	752
				02	04	美浦小学校教育振興事業費	13	01	015	プール使用料	▲ 3,952	5,564	1,612
										計	▲ 15,552	26,396	10,844

所属名	款	款名	項	目	事業	事業名	節	細節	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
子育て支援課	03	民生費	02	01	03	児童手当事務費	11	01	001	郵便料	▲ 49	64	15
					12	子どものための教育・保育給付費	12	05	008	保育児委託料(私立分)	▲ 2,800	13,716	10,916
									011	認定こども園給付費(保育認定・私立分)	▲ 1,600	7,971	6,371
					14	美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定事業費	12	05	005	基本構想・基本計画策定業務委託料	▲ 1,045	6,490	5,445
										計	▲ 5,494	73,244	67,750

所属名	款	款名	項	目	事業	事業名	節	細節	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
生涯学習課	09	教育費	05	01	02	社会教育事務費	01	03	023	社会教育委員	▲ 217	466	249
								04	041	社会教育指導員	64	1,231	1,295
							03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	16	257	273
								10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	14	216	230
							13	02	007	バス借上料	▲ 313	1,118	805
					12	中学校部活動地域移行推進事業費	01	04	045	地域クラブコーディネーター	102	1,948	2,050
							03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	26	406	432
								10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	22	341	363
				02	02	中央公民館運営費	17	03	001	公用車購入費	▲ 442	1,695	1,253
					03	中央公民館管理費	12	02	005	受水槽保守管理委託料	▲ 583	693	110
									026	電気工作物保守管理委託料	▲ 249	553	304
									042	エレベーター保守管理委託料	▲ 138	297	159
								04	001	清掃委託料	▲ 287	3,103	2,816
					04	中央公民館事業費	07	01	002	講師謝礼	▲ 334	1,834	1,500
				03	02	文化財施設管理費	12	02	005	受水槽保守管理委託料	▲ 165	231	66
					05	安中開発文化財調査事業費	01	04	088	埋蔵文化財発掘調査員	73	1,743	1,816
							03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	4	364	368
								10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	5	305	310
				04	02	図書室運営費	01	04	001	一般事務職員	281	8,129	8,410
							03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	76	1,694	1,770
								10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	67	1,423	1,490
			06	03	02	光と風の丘公園管理費	12	04	001	清掃委託料	▲ 230	714	484
										計	▲ 2,208	28,761	26,553

所属名	款	款名	項	目	事業	事業名	節	細節	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
大谷保育所	03	民生費	02	03	02	大谷保育所運営費	01	04	013	保育士	▲ 3,000	7,385	4,385
							03	09	005	期末手当（会計年度任用職パートタイム）	▲ 675	1,445	770
								10	005	勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）	▲ 564	1,214	650
							04	06	005	社会保険料（会計年度任用職パートタイム）	▲ 400	658	258
						計					▲ 4,639	10,702	6,063

所属名	款	款名	項	目	事業	事業名	節	細節	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
木原保育所	03	民生費	02	03	04	木原保育所運営費	01	04	013	保育士	▲ 2,587	7,663	5,076
									016	生活介助員	2,231	2,108	4,339
					05	木原保育所管理費	12	02	001	消防・防火設備保守管理委託料	▲ 4	57	53
									004	空調機器保守管理委託料	▲ 54	208	154
								04	001	清掃委託料	▲ 102	1,050	948
						計					▲ 516	11,086	10,570

令和　7年度　3月補正歳入一般会計

（単位:千円）

所属名	款	款名	項	目	節	節名	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額	充当額	一般財源
子育て支援課	15	国庫支出金	01	01	03	児童福祉費負担金	010	子どものための教育・保育給付費負担金（保育）	▲ 2,386	12,446	10,060	▲ 2,386	0
	16	県支出金	01	01	03	児童福祉費負担金	010	子どものための教育・保育給付費負担金	▲ 827	4,785	3,958	▲ 827	0
						計			▲ 3,213	17,231	14,018	▲ 3,213	0

所属名	款	款名	項	目	節	節名	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額	充当額	一般財源
生涯学習課	21	諸収入	05	03	07	雑入	142	生涯学習課関連団体解散精算金	3,213	0	3,213	0	3,213
						計			3,213	0	3,213	0	3,213

協議第９号

令和８年度美浦村一般会計予算に係る意見聴取について

令和８年第１回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和８年２月２６日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹